



平成 27 年 3 月 31 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア サ ン テ  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 宗 政 誠  
(コード番号：6073 東証第一部)  
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 経 営 企 画 室 長 飯 柴 正 美  
(TEL：03-3226-5511)

「内部統制システムの構築に関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 3 月 31 日開催の取締役会において、下記のとおり「内部統制システムの構築に関する基本方針」の一部改定について決議いたしましたのでお知らせいたします。なお、改定箇所につきましては下線で示しております。

記

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 法令等の遵守を徹底するため、コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス担当取締役を任命し、コンプライアンスの維持・強化を図る。その徹底を図るため、総務部は全社のコンプライアンスの取組みを横断的に統括し、内部監査室はコンプライアンスの状況を監査する。また、法令等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報制度を適用し、総務部、顧問弁護士事務所および顧問社会保険労務士事務所に通報窓口を設置・運営し、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いを行わないものとする。
  - (2) 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、コンプライアンス担当取締役を通じて、その内容・対処案を取締役会および監査役または監査役会に報告する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - (1) 取締役の職務の執行に係る文書の保存および管理に関する事項は、文書管理規程に従うものとし、監査役が求めたときは、担当取締役もしくは所管部門長は、いつでも文書の閲覧および謄写に供するものとする。
  - (2) 情報システムを安全に利用および活用するため、適切な維持管理・運用を行なう。
  - (3) 万一情報システムに関連して問題が生じた場合には、システム部は速やかに、その内容・対処案を取締役会に報告する。
  - (4) 内部監査室は、情報システムの管理状況について監査を実施するものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) リスク管理規程に基づき、リスク管理担当取締役を任命し、適切なリスク対応を図る。その

ため、担当取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置し、その下に、経営企画室を核として、事務局を設置し、組織横断的リスク状況の監視ならびに全社的対応を行なう。

- (2) 各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行なうものとし、事務局へ定期的にリスク管理状況を報告し、連携を図るものとする。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

(1) 経営計画のマネジメントについては、経営方針を機軸に毎年策定される年度事業計画および中期経営計画に基づき、各部門において目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の予定どおりに進捗しているか等、経営に係わる重要事項についての情報共有を行なうため、取締役および常勤監査役ならびに組織上の重要ポストに位置する管理職で構成する経営会議を月1回以上の頻度で開催する。

(2) 日常の職務遂行に際しては、職務分掌規程および職務権限規程に基づき権限の委譲が行なわれ、各責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行するとともに、稟議制度による意思決定プロセスの簡素化により、意思決定の迅速化を図る。

#### 5. 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

総務部を子会社管理の担当部門とし、関係会社管理規程に基づき子会社の状況に応じて必要な管理を行なうとともに、子会社においてもコンプライアンス規程に定める事項が適切に運営されるよう指導・監督するものとし、内部通報制度を適用するものとする。

#### 6. 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役は、総務部および内部監査室に対してその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めることができるものとし、当該使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。

#### 7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとし、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒は監査役会の意見を尊重した上で行なうものとする。

#### 8. 当社および子会社の取締役および使用人等が監査役または監査役会に報告をするための体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社および子会社の取締役および使用人等は、会社に重大な損失を与える事項が発生または発生するおそれがあるとき、違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役または監査役会に報告するものとし、報告したことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取扱いを行なわないものとする。

9. 監査費用の前払いまたは償還の手続きその他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項  
監査役が必要と認めるときは、公認会計士、弁護士その他外部専門家に相談することができる。  
その費用については会社が負担するものとし、速やかに監査費用の前払いまたは償還の手続きに  
応じるものとする。
10. その他監査役が監査が実効的に行なわれることを確保するための体制  
内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図るとともに、  
監査役は経営会議ほか重要な会議に出席することができるものとする。
11. 財務報告に係る内部統制に関する整備状況  
財務報告に係る内部統制の構築については、経理部を担当部門とし、財務報告の適正性を確保  
するため、全社的な管理、運用体制の構築を図る。
12. 反社会的勢力の排除に向けた基本方針および整備状況
- (1) 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。そのため、反社会的勢力対応マニュアルに基づき、会社全体として組織的に対応を行なうものとする。
  - (2) 総務部を反社会的勢力対応の担当部門とし、各部門間の報告・連絡体制を確立するとともに、各関係機関（警察、特防連等）との連携体制を構築し、反社会的勢力の排除に努める。

以上